

このたび、当院は日本糖尿病学会教育施設として認定されました。

教育施設認定を受ける条件としては、以下のように基準を満たす必要があります。

1. 日本糖尿病学会の専門医で、かつ教育研修指導医が常勤でいること。(当院は常勤医 3名とも専門医、かつ指導医です。5年ごとの資格更新が義務付けられています。)
2. 糖尿病専門外来があり、栄養指導や糖尿病患者教育が常時行われていること。
3. 糖尿病学を研修するためのカリキュラムが決められていること。
4. 診療録がきちんと管理されていること。

入院ベッドを持たない無床診療所として、この施設認定を受けるのは当院が 7 番目で、東京都では初めてです。この施設認定を受けたことで、糖尿病専門医を目指す医師の臨床研修の一部を、当院で行うことができるようになります。